

平成23年4月

平成22年中の
薬物・銃器情勢

確定値

警察庁組織犯罪対策部
薬物銃器対策課

各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。

目 次

第 1 章 薬物情勢

第 1 薬物事犯検挙状況	2
1 薬物事犯の検挙状況	2
2 主な薬物事犯の傾向、特徴	4
(1) 覚醒剤事犯	4
ア 年齢別検挙人員	4
イ 初犯者の比率	4
ウ 違反態様別の検挙状況	5
エ 覚醒剤の流通状況等	5
オ 覚醒剤事犯の特徴等	5
(2) 大麻事犯	6
ア 年齢別検挙人員	6
イ 初犯者の比率	6
ウ 違反態様別の検挙状況	7
エ 大麻事犯の特徴	7
(3) MDMA 等合成麻薬事犯	8
ア 年齢別検挙人員	8
イ 初犯者の比率	8
(4) その他の薬物事犯	9
ア コカイン	9
イ ヘロイン	9
ウ あへん	9
3 薬物種類別押収量	9
4 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況	10
第 2 薬物密輸入事犯の検挙状況	11
1 薬物別密輸入事犯の検挙状況	11
2 密輸入事犯における薬物押収状況	13
3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等	13
(1) 覚醒剤密輸入事犯	13
ア 態様別検挙状況	13
イ 仕出し国別検挙状況	14
(2) 大麻密輸入事犯	14
ア 態様別検挙状況	15
イ 仕出し国別検挙状況	15
第 3 薬物犯罪組織の動向	16
1 薬物密売の概要	16
2 暴力団構成員等	17
(1) 暴力団構成員等の検挙状況	17
ア 覚醒剤事犯	17
イ 大麻事犯	18

(2) 違反態様別検挙状況	18
ア 覚醒剤事犯	18
イ 大麻事犯	19
3 来日外国人の検挙状況	19
(1) 国籍等別検挙状況	19
(2) 営利犯の検挙状況	20
第4 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	21
1 薬物常用者による犯罪	21
2 薬物に起因する事故	21
第5 事例	22

事例目次

所持・使用事犯

- 【事例1 - 1】コロンビア人男性による麻薬等営利目的所持事件
- 【事例1 - 2】自衛官による覚醒剤所持事件
- 【事例1 - 3】公立高校教頭による大麻所持事件
- 【事例1 - 4】女子中学生による乾燥大麻所持事件
- 【事例1 - 5】企業幹部らによる覚醒剤所持事件
- 【事例1 - 6】元バレーボール選手らによる覚醒剤所持事件
- 【事例1 - 7】ナイジェリア人及び暴力団幹部らによる覚醒剤大量所持事件
- 【事例1 - 8】会社員の男らによる覚醒剤等所持事件
- 【事例1 - 9】会社員らによる乾燥大麻大量所持事件
- 【事例1 - 10】芸能プロダクション社長による覚醒剤等所持事件
- 【事例1 - 11】麻酔科医師らによる医療用麻薬の不正施用事件
- 【事例1 - 12】アルバイトの男による乾燥大麻所持事件
- 【事例1 - 13】女子中学生による覚醒剤使用事件

密売事犯

- 【事例1 - 14】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 15】インターネットを利用した覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 16】イラン人グループによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 17】イラン人グループによる覚醒剤等密売事件
- 【事例1 - 18】生活保護制度を悪用した向精神薬等密売事件
- 【事例1 - 19】インターネットを利用した大麻密売事件
- 【事例1 - 20】右翼団体幹部らによる覚醒剤等密売事件
- 【事例1 - 21】暴力団組員による覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 22】暴力団組員による覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 23】イラン人グループによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 24】イラン人グループによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 25】インターネットを利用した覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 26】イラン人グループによる覚醒剤密売事件

【事例 1 - 27】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件

【事例 1 - 28】携帯電話サイトを利用した覚醒剤密売事件

密輸事犯

【事例 1 - 29】日本人男性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 30】シンガポール人女性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 31】台湾人男女による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 32】ナイジェリア人男性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 33】暴力団幹部らによる覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 34】ベルギー人男性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 35】メキシコ人女性 2 人組による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 36】アメリカ人男性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 37】身体障害者による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 38】暴力団組員による麻薬（ケタミン）密輸入事件

【事例 1 - 39】ドイツ人男性による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 40】高齢者（日本人女性）による覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 41】台湾人らによる覚醒剤密輸入事件

【事例 1 - 42】中国人らによる船舶利用の覚醒剤密輸入事件

薬物常用者による犯罪

【事例 1 - 43】覚醒剤常用者による死亡ひき逃げ事件

【事例 1 - 44】覚醒剤常用者による警察官に対する殺人未遂事件

【事例 1 - 45】覚醒剤常用者による強盗殺人事件

【事例 1 - 46】覚醒剤常用者による傷害事件

薬物に起因する事故

【事例 1 - 47】覚醒剤常用者によるシンナー吸引後の爆発事故

【事例 1 - 48】嚥下による覚醒剤密輸企図者による急性薬物中毒死事案

その他

【事例 1 - 49】大麻栽培道具を販売した男による大麻栽培ほう助事件

【事例 1 - 50】インターネットを利用した覚醒剤の広告制限違反事件

【事例 1 - 51】イラン人らによる覚醒剤製造事件

【事例 1 - 52】密売サイトの掲示板管理者による覚醒剤密売ほう助事件

【事例 1 - 53】大学生による麻薬（PCP）製造事件

【事例 1 - 54】インターネットを利用した覚醒剤のあおり・唆し事件

第2章 銃器情勢

第1 銃器犯罪情勢	31
1 銃器発砲事件	31
(1) 発生状況	31
(2) 銃種別内訳	32
2 銃器使用事件	32
(1) 銃器使用事件の認知状況	32
(2) 銃器使用事件の検挙状況	33
第2 銃器事犯取締状況	35
1 拳銃等の押収状況	35
(1) 拳銃の押収状況	35
(2) 銃種別押収状況	36
(3) 自首減免の対象となった拳銃の押収状況	37
(4) 小銃等の押収状況	37
(5) インターネット関連の拳銃押収状況	38
(6) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況	38
2 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	38
3 武器庫事件の摘発状況	39
4 密輸入事件の摘発状況	40
第3 事例	41

事例目次

発砲事件

- 【事例2-1】居酒屋におけるライフル使用の殺人事件
- 【事例2-2】稲川会傘下組織幹部による拳銃使用の殺人事件
- 【事例2-3】自治会役員宅に対する拳銃発砲事件
- 【事例2-4】九州誠道会傘下組織関係場所に対する拳銃発砲事件
- 【事例2-5】ビル解体工事現場に対する拳銃発砲事件
- 【事例2-6】不動産会社に対する拳銃発砲事件
- 【事例2-7】山口組傘下組織周辺者による拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-8】住吉会傘下組織組長による拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-9】パチンコ景品交換所における拳銃使用の強盗事件
- 【事例2-10】パチンコ店に対する連続拳銃発砲事件

拳銃所持事件

- 【事例2-11】飯島会傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-12】元山口組傘下組織組員による拳銃加重所持事件
- 【事例2-13】山口組弘道会傘下組織周辺者による拳銃加重所持事件
- 【事例2-14】会社員による拳銃等所持事件
- 【事例2-15】沖縄旭琉会傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-16】山口組傘下組織周辺者による拳銃加重所持事件
- 【事例2-17】山口組弘道会傘下組織組長による拳銃加重所持事件

- 【事例 2 - 18】インターネットオークションによる拳銃有償譲渡未遂事件
- 【事例 2 - 19】工藤會傘下組織組員による拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 20】共政会傘下組織周辺者らによる拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 21】住吉会傘下組織周辺者による拳銃所持事件
- 【事例 2 - 22】小桜一家傘下組織組長らによる拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 23】山口組弘道会傘下組織組長らによる拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 24】山口組傘下組織幹部による拳銃加重所持事件

武器庫事件

- 【事例 2 - 25】道仁会傘下組織組員らによる拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 26】山口組傘下組織組員らによる拳銃加重所持事件
- 【事例 2 - 27】山口組傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件

密輸事件

- 【事例 2 - 28】拳銃マニアによる拳銃部品密輸入事件
- 【事例 2 - 29】米国人による機関拳銃等密輸入事件
- 【事例 2 - 30】米国人による拳銃実包密輸入事件

大量押収事件

- 【事例 2 - 31】拳銃マニアによる拳銃大量所持事件

第 1 章 薬物情勢

平成 22 年中における薬物情勢の特徴としては、

- 1 覚醒剤事犯の検挙人員は増加し、全薬物事犯の 82.5%を占めている。暴力団構成員等の検挙人員も増加し、検挙人員の過半数を占めるなど覚醒剤事犯への関与の強さがうかがえる。また、20 歳代以下の若年層が減少傾向にある一方で、40 歳代以上の年齢層は増加傾向にあるほか、再犯者は増加傾向にある。
- 2 大麻事犯の検挙人員は減少したが、全薬物事犯の 15.3%を占めている。20 歳代以下の若年層や初犯者の高比率は依然として継続しているが、30 歳代以上の年齢層や再犯者の構成比率が増加傾向にある。
- 3 薬物全体における密輸入事犯の検挙件数が減少する中で、覚醒剤の検挙件数も前年に比べ減少したが、平成に入ってから 21 年、元年に次ぐ高水準であり、仕出し国の数も多様化している。また、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入の割合が年々増加している。
- 4 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少傾向にあるが、依然としてイラン人の覚醒剤密売、中国(台湾)人等の覚醒剤密輸入への強い関与がうかがえるほか、過去あまり見られなかったナイジェリア人等の覚醒剤密輸入への関与がうかがえる。

等が挙げられる。

全体的には薬物密輸・密売組織に対する諸対策を強力に推進したことにより、暴力団や来日外国人及び末端乱用者の検挙に一定の成果がみられたものの、最近の覚醒剤密輸入事犯の増加傾向や末端価格の値下がり傾向等から国内における覚醒剤の安定した供給が、また、覚醒剤事犯検挙人員の漸増傾向や大麻事犯検挙人員の高水準な推移等から国内における根強い薬物需要がうかがえ、引き続き薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念される。特に、覚醒剤事犯で検挙した来日外国人の国籍や覚醒剤密輸入事犯の仕出し国の多様化等からは、薬物犯罪のグローバル化の進展が推認される。

こうしたことから、更なる薬物犯罪組織の実態解明と取締り、水際対策の強化、末端乱用者の検挙、薬物乱用防止等広報啓発活動の推進等が必要であり、「薬物対策重点強化プラン」(平成 22 年 11 月)に基づく各種施策を強力かつ戦略的に推進し、薬物犯罪組織の壊滅を始めとする総合的な薬物対策を推進する必要がある。

第1 薬物事犯検挙状況

1 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯全体の検挙人員は14,529人(前年比-418人、-2.8%)と減少した。

そのうち暴力団構成員等の検挙人員は7,060人(-110人、-1.5%)、来日外国人の検挙人員は538人(-39人、-6.8%)とそれぞれ減少した。

全薬物事犯における年齢別の検挙人員は少年が425人(-57人、-11.8%)、20歳代が3,668人(-447人、-10.9%)、30歳代が5,003人(-226人、-4.3%)、40歳代が3,536人(+168人、+5.0%)、50歳以上が1,897人(+144人、+8.2%)であった。20歳代以下の若年層の比率は年々減少傾向にあり、40歳代以上の年齢層の比率が増加傾向にある。

全薬物事犯の検挙人員のうち初犯者数は6,958人(-725人、-9.4%)と減少し、初犯者の比率は47.9%(-3.5ポイント)と低下した。また、少年の初犯者数は379人(-29人、-7.1%)で、初犯者全体に占める比率は5.4%(+0.1ポイント)であった。

表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

年 別		平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤事犯	検挙件数	17,226	16,929	15,801	16,208	16,900
	検挙人員	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993
	うち暴力団構成員等	6,076	6,359	5,801	6,201	6,322
	同上比率(%)	52.4	53.0	52.6	53.2	52.7
	うち来日外国人	427	464	412	426	383
	同上比率(%)	3.7	3.9	3.7	3.7	3.2
大麻事犯	検挙件数	3,252	3,282	3,829	3,903	3,011
	検挙人員	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216
	うち暴力団構成員等	736	664	856	870	691
	同上比率(%)	32.2	29.2	31.0	29.8	31.2
	うち来日外国人	135	109	116	87	93
	同上比率(%)	5.9	4.8	4.2	3.0	4.2
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	1,133	1,088	1,103	767	687
	うちMDMA等合成麻薬	817	609	628	272	214
	うちコカイン	174	235	261	223	214
	うちヘロイン	42	37	35	31	39
	うちその他	100	207	179	241	220
	検挙人員	519	469	491	344	299
	うち暴力団構成員等	142	135	119	99	46
	同上比率(%)	27.4	28.8	24.2	28.8	15.4
	うち来日外国人	93	96	92	57	60
	同上比率(%)	17.9	20.5	18.7	16.6	20.1
	うちMDMA等合成麻薬	370	296	281	107	61
	うち暴力団構成員等	113	102	84	28	10
	同上比率(%)	30.5	34.5	29.9	26.2	16.4
	うち来日外国人	42	45	34	13	6
	同上比率(%)	11.4	15.2	12.1	12.1	9.8
	うちコカイン	72	99	98	116	105
	うち暴力団構成員等	22	16	18	36	20
	同上比率(%)	30.6	16.2	18.4	31.0	19.0
	うち来日外国人	34	30	32	28	37
	同上比率(%)	47.2	30.3	32.7	24.1	35.2
	うちヘロイン	22	13	13	15	17
	うち暴力団構成員等	1	3	0	4	2
	同上比率(%)	4.5	23.1	0.0	26.7	11.8
	うち来日外国人	16	6	13	11	10
	同上比率(%)	72.7	46.2	100.0	73.3	58.8
	うちその他	55	61	99	106	116
うち暴力団構成員等	6	14	17	31	14	
同上比率(%)	10.9	23.0	17.2	29.2	12.1	
うち来日外国人	1	15	13	5	7	
同上比率(%)	1.8	24.6	13.1	4.7	6.0	
あへん事犯	検挙件数	50	57	19	34	26
	検挙人員	27	41	14	28	21
	うち暴力団構成員等	0	1	0	0	1
	同上比率(%)	0.0	2.4	0.0	0.0	4.8
	うち来日外国人	7	14	2	7	2
	同上比率(%)	25.9	34.1	14.3	25.0	9.5
合計	検挙件数	21,661	21,356	20,752	20,912	20,624
	検挙人員	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529
	うち暴力団構成員等	6,954	7,159	6,776	7,170	7,060
	同上比率(%)	48.2	48.4	47.4	48.0	48.6
	うち来日外国人	662	683	622	577	538
	同上比率(%)	4.6	4.6	4.4	3.9	3.7

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう

2 主な薬物事犯の傾向、特徴

(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は 11,993 人（前年比 + 338 人、+ 2.9%）と増加した。そのうち、暴力団構成員等は 6,322 人（+ 121 人、+ 2.0%）と増加したが、来日外国人は 383 人（- 43 人、- 10.1%）と減少した。

ア 年齢別検挙人員

覚醒剤事犯における年齢別の検挙人員は、30 歳代以上の各年齢層で増加した。最も検挙人員が多いのは 30 歳代、次いで 40 歳代で、これらの年代で検挙人員の 63.5%（+ 0.1 ポイント）を占める。年齢別構成比率は 40 歳代以上の年齢層がそれぞれ上昇し、少年、20 歳代及び 30 歳代の年齢層がわずかに低下した。構成比率は近年、20 歳代以下の若年層は減少傾向で推移しているが、40 歳代以上の構成比率は増加傾向で推移している。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生は 7 人（+ 1 人）、高校生は 30 人（+ 5 人）であった。また、大学生（成人を含む。）は 24 人（- 2 人）であった。

表1-2 覚醒剤事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤事犯	検挙人員		11,606	12,009	11,025	11,655	11,993
		50歳以上	1,442	1,511	1,472	1,630	1,776
		構成比率(%)	12.4	12.6	13.4	14.0	14.8
		40～49歳	2,524	2,752	2,741	3,080	3,290
		構成比率(%)	21.7	22.9	24.9	26.4	27.4
		30～39歳	4,462	4,537	4,054	4,308	4,324
		構成比率(%)	38.4	37.8	36.8	37.0	36.1
		20～29歳	2,889	2,904	2,509	2,380	2,375
		構成比率(%)	24.9	24.2	22.8	20.4	19.8
		20歳未満	289	305	249	257	228
		構成比率(%)	2.5	2.5	2.3	2.2	1.9
	うち中学生	11	4	8	6	7	
	構成比率(%)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	
	うち高校生	44	28	34	25	30	
	構成比率(%)	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3	
	大学生	27	23	18	26	24	

イ 初犯者の比率

覚醒剤事犯の検挙人員のうち初犯者数は 4,879 人（- 11 人、- 0.2%）と減少し、初犯者の構成比率は、40.7%（- 1.3 ポイント）と低下した。

年齢別では、20 歳代は 1,536 人（+ 8 人、+ 0.5%）、50 歳以上は 334 人（+ 43 人、+ 14.8%）と増加したが、少年は 199 人（- 10 人、- 4.8%）、30 歳代は 1,894 人（- 33 人、- 1.7%）、40 歳代は 916 人（- 19 人、- 2.0%）と減少

した。

覚醒剤事犯の初犯者の構成比率は、平成 19 年以降、下降傾向で推移しており、覚醒剤事犯の検挙人員の再犯者の構成比率は約 60%となっている。

表1-3 覚醒剤事犯の初犯者率

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤事犯	検挙人員		11,606	12,009	11,025	11,655	11,993
		うち初犯者数	5,270	5,296	4,837	4,890	4,879
		構成比率(%)	45.4	44.1	43.9	42.0	40.7
		年齢別					
		50歳以上	281	283	304	291	334
		40～49歳	767	834	807	935	916
		30～39歳	2,025	2,002	1,864	1,927	1,894
	20～29歳	1,940	1,903	1,651	1,528	1,536	
	20歳未満	257	274	211	209	199	

ウ 違反態様別の検挙状況

覚醒剤事犯の検挙人員を違反態様別に見ると、密輸入事犯は 158 人（ - 61 人、 - 27.9% ）、譲渡事犯は 573 人（ - 4 人、 - 0.7% ）と減少したが、使用事犯は 6,915 人（ + 276 人、 + 4.2% ）、所持事犯は 3,938 人（ + 60 人、 + 1.5% ）、譲受事犯は 287 人（ + 59 人、 + 25.9% ）とそれぞれ増加し、使用事犯及び所持事犯の検挙人員は、全体の 90.5%（ + 0.3 ポイント ）を占めた。また、営利犯の検挙人員は 655 人（ - 107 人、 - 14.0% ）と減少した。

エ 覚醒剤の流通状況等

平成 22 年中の末端密売価格については、前年に引き続き値下がり傾向で推移しており、平均で 1 g あたり 8 万円程度と認められる。

覚醒剤の密輸入事犯の増加傾向や末端価格の値下がり傾向、覚醒剤の押収量は 4 年連続で 300kg 以上になっていること等から国内における覚醒剤の安定した供給が、また末端乱用者の検挙人員の増加等から国内における根強い需要がそれぞれうかがえ、国内外の薬物犯罪組織によるさらなる密輸入の活発化が懸念される。

オ 覚醒剤事犯の特徴等

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯全体の 82.5%（ + 4.5 ポイント ）を占めており、我が国の薬物対策上、最重要課題となっている。

また、検挙人員のうち、暴力団構成員等が 52.7% を占めているほか、他の薬物事犯と比較して再犯者の構成比率が高いことや 30 歳代以上の検挙人員が多いこと等が特徴として挙げられる。年齢別検挙人員の構成比率では、40 歳

代以上は増加傾向の一方で、20歳代以下の若年層は年々減少している。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は2,216人(前年比-704人、-24.1%)と減少した。そのうち暴力団構成員等は691人(-179人、-20.6%)と減少したが、来日外国人は93人(+6人、+6.9%)と増加した。

ア 年齢別検挙人員

大麻事犯における年齢別の検挙人員は、少年が164人(-47人、-22.3%)、20歳代が1,186人(-394人、-24.9%)、30歳代が578人(-227人、-28.2%)、40歳代が201人(-36人、-15.2%)とそれぞれ減少し、50歳以上は87人(±0人)であった。最も検挙人員が多いのは20歳代で、検挙人員の過半数を占め、30歳代以下の検挙人員で大麻事犯全体の検挙人員の87.0%(-1.9ポイント)を占めている。また、20歳代以下の若年層の検挙人員は、大麻事犯全体の検挙人員の60.9%(-0.4ポイント)を占めており、覚醒剤事犯とは異なり、依然として高い比率で推移している。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生は11人(+6人)、高校生は18人(-16人)であった。また、大学生(成人を含む。)は49人(-32人)であった。

表1-4 大麻事犯年齢別検挙人員

区分		年別				
		平18	平19	平20	平21	平22
大麻事犯	検挙人員	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216
	50歳以上	68	70	82	87	87
	構成比率(%)	3.0	3.1	3.0	3.0	3.9
	40～49歳	186	179	269	237	201
	構成比率(%)	8.1	7.9	9.8	8.1	9.1
	30～39歳	507	452	677	805	578
	構成比率(%)	22.2	19.9	24.5	27.6	26.1
	20～29歳	1,340	1,391	1,503	1,580	1,186
	構成比率(%)	58.6	61.3	54.5	54.1	53.5
	20歳未満	187	179	227	211	164
	構成比率(%)	8.2	7.9	8.2	7.2	7.4
		うち中学生	4	1	2	5
	構成比率(%)	0.2	0.0	0.1	0.2	0.5
	うち高校生	21	28	48	34	18
	構成比率(%)	0.9	1.2	1.7	1.2	0.8
	大学生	73	92	89	81	49

イ 初犯者の比率

大麻事犯の検挙人員のうち初犯者数は、1,803人(-672人、-27.2%)と大幅に減少したが、大麻事犯の検挙人員の81.4%(-3.4ポイント)を占め、大麻事犯における初犯者の構成比率は減少傾向にあるものの、依然として高

水準にある。

年齢別では、少年は 147 人(- 38 人、 - 20.5%)、20 歳代は 996 人(- 394 人、 - 28.3%)、30 歳代は 474 人(- 186 人、 - 28.2%)、40 歳代は 129 人(- 56 人、 - 30.3%)とそれぞれ減少したが、50 歳以上が 57 人(+ 2 人、 + 3.6%)と増加した。また、20 歳代以下の若年層の初犯者の構成比率は増減があるものの下降傾向にあり、初犯者全体における若年層の構成比率は 63.4%(- 0.2 ポイント)である。

表1-5 大麻事犯の初犯者率

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
大麻事犯	検挙人員		2,288	2,271	2,758	2,920	2,216
	うち初犯者数		1,987	1,969	2,359	2,475	1,803
	構成比率(%)		86.8	86.7	85.5	84.8	81.4
	年齢別	50歳以上	43	48	52	55	57
		40～49歳	128	131	196	185	129
		30～39歳	411	380	569	660	474
		20～29歳	1,225	1,246	1,331	1,390	996
	20歳未満	180	164	211	185	147	

ウ 違反態様別の検挙状況

大麻事犯の検挙人員を違反態様別に見ると、所持事犯は 1,727 人(- 392 人、 - 18.5%)、譲渡事犯は 180 人(- 46 人、 - 20.4%)、譲受事犯は 109 人(- 91 人、 - 45.5%)、栽培事犯は 143 人(- 100 人、 - 41.2%)、密輸入事犯は 25 人(- 23 人、 - 47.9%)とそれぞれ大幅に減少した。所持事犯の検挙人員は全体の 77.9%(+ 5.3 ポイント)を占めた。また、営利犯の検挙人員は 135 人(- 72 人、 - 34.8%)と減少した。

エ 大麻事犯の特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員全体の 15.3%(- 4.2 ポイント)を占めている。特徴としては、初犯者や 20 歳代以下の若年層の構成比率が高いことが挙げられるが、再犯者や 30 歳代以上の年齢層の構成比率が増加傾向にあり、乱用者層の拡大が懸念される。

また、前年まで増加傾向にあった大麻栽培事犯は、平成 22 年中の検挙件数は 172 件(- 140 件、 - 44.9%)、検挙人員は 143 人(- 100 人、 - 41.2%)と減少したが、平成 18 年以降の検挙件数の推移を見ると、横ばいである。一方で、大麻密輸入事犯の検挙件数は平成 18 年と比較して、5 分の 1 に減少しており、密輸入との比較において、国内での大麻栽培の比重が増加しつつある状況は続いているものと見られる。(12 ページ参照。)

表1-6 大麻栽培事犯検挙状況

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		176	184	274	312	172
検挙人員		123	127	207	243	143

(3) MDMA等合成麻薬事犯

MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は、年々減少傾向で推移し、61人（前年比 - 46人）であった。そのうち、暴力団構成員等は10人（ - 18人）、来日外国人の検挙人員も6人（ - 7人）とそれぞれ減少した。

ア 年齢別検挙人員

MDMA等合成麻薬事犯における年齢別の検挙人員は、少年は1人（ - 7人）、20歳代は19人（ - 30人）、30歳代は32人（ - 3人）、40歳代は5人（ - 9人）と減少したが、50歳以上が4人（ + 3人）と増加した。30歳以上の年齢層が過半数を占め、20歳代以下の若年層が多いというこれまでの傾向に変化が見られた。

また、中学生、高校生及び大学生（成人を含む。）の検挙はなかった。

表1-7 MDMA等合成麻薬事犯年齢別検挙人員

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員	370	296	281	107	61
	50歳以上	16	17	9	1	4
	構成比率(%)	4.3	5.7	3.2	0.9	6.6
	40～49歳	30	30	25	14	5
	構成比率(%)	8.1	10.1	8.9	13.1	8.2
	30～39歳	83	63	71	35	32
	構成比率(%)	22.4	21.3	25.3	32.7	52.5
	20～29歳	210	162	151	49	19
	構成比率(%)	56.8	54.7	53.7	45.8	31.1
	20歳未満	31	24	25	8	1
	構成比率(%)	8.4	8.1	8.9	7.5	1.6
	うち中学生	2	2	0	0	0
	構成比率(%)	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0
うち高校生	6	3	5	0	0	
構成比率(%)	1.6	1.0	1.8	0.0	0.0	
	大学生	14	6	4	2	0

イ 初犯者の比率

MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員のうち初犯者数は54人（ - 38人）と減少したが、初犯者の構成比率は88.5%（ + 2.5ポイント）と増加し、大麻事犯同様、初犯者の構成比率は高い。

年齢別では、少年は1人（-7人）、20歳代は19人（-23人）、30歳代は30人（+1人）、40歳代は4人（-9人）で、50歳代以上は0人（±0人）であった。

また、20歳代以下の若年層の構成比率は年々減少傾向にある。

表1-8 MDMA等合成麻薬事犯の初犯者率

区分		年別					
		平18	平19	平20	平21	平22	
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員	370	296	281	107	61	
	うち初犯者数	331	251	252	92	54	
	構成比率(%)	89.5	84.8	89.7	86.0	88.5	
	年齢別	50歳以上	12	13	8	0	0
		40～49歳	24	24	19	13	4
		30～39歳	75	52	63	29	30
		20～29歳	190	144	137	42	19
20歳未満		30	18	25	8	1	

(4) その他の薬物事犯

ア コカイン

コカイン事犯の検挙人員は105人（前年比-11人）と減少した。そのうち暴力団構成員等は20人（-16人）と減少したが、来日外国人は37人（+9人）と増加した。

イ ヘロイン

ヘロイン事犯の検挙人員は17人（+2人）と増加した。そのうち暴力団構成員等は2人（-2人）、来日外国人は10人（-1人）とそれぞれ減少した。

ウ あへん

あへん事犯の検挙人員は21人（-7人）と減少した。そのうち暴力団構成員等は1人（+1人）、来日外国人は2人（-5人）であった。

3 薬物種類別押収量

薬物種類別の押収量を見ると、覚醒剤粉末は305.5kg（前年比-50.8kg、-14.3%）と減少したものの4年連続300kg以上の押収が続いている。乾燥大麻は144.9kg（-50.2kg、-25.7%）、大麻樹脂は8.8kg（-8.4kg、-48.8%）、大麻草は5,696本（-4,723本、-45.3%）といずれも大幅に減少した。また、MDMA等合成麻薬は17,326錠（-68,362錠、-79.8%）と減少した。そのうちMDMAは15,653錠（-20,814錠、-57.1%）と減少した。

なお、コカインは6.9kg（-4.4kg）、ヘロインは0.3kg（-0.9kg）と減少し、あへんは3.7kg（+0.5kg）と増加した。

表1-9 薬物種類別押収量(kg)

種類		年別				
		平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤		136.4	340.1	401.3	358.5	305.5
うち粉末		126.8	339.3	397.5	356.3	305.5
うち錠剤	(kg)	9.6	0.8	3.8	2.2	0.0
	(錠)	56,886	4,914	22,371	12,799	8
乾燥大麻		225.8	437.8	375.1	195.1	144.9
大麻樹脂		96.7	20.1	33.1	17.2	8.8
大麻草	(本)	2,116	1,868	3,907	10,419	5,696
	(kg)	88.4	63.2	203.8	108.7	24.6
合成麻薬		186,226	1,233,883	217,172	85,688	17,326
うちMDMA		185,773	1,187,434	202,886	36,467	15,653
コカイン		9.8	18.5	5.5	11.3	6.9
ヘロイン		2.3	1.8	1.0	1.2	0.3
あへん		17.2	19.4	6.6	3.2	3.7

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3：錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

注4：大麻草の押収量(kg)は、本数で捉えられないものを表示している。

4 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は年々減少傾向にあり、871人(前年比 - 344人、- 28.3%)と減少した。

少年の検挙・補導人員も225人(- 161人、- 41.7%)と減少したが、全体の25.8%(- 6.0ポイント)を占めている。また、暴力団構成員等の検挙人員は148人(- 30人、- 16.9%)と減少したが、構成比率は年々増加している(+ 2.3ポイント)。

表1-10 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況

区分		年別				
		平18	平19	平20	平21	平22
検挙・補導件数		2,196	1,831	1,420	1,251	915
検挙・補導人員		2,142	1,802	1,428	1,215	871
うち少年		854	659	479	386	225
同上比率(%)		39.9	36.6	33.5	31.8	25.8
うち暴力団構成員等		168	162	144	178	148
同上比率(%)		7.8	9.0	10.1	14.7	17.0

第2 薬物密輸入事犯の検挙状況

1 薬物別密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は188件(前年比-72件、-27.7%)、検挙人員は215人(-106人、-33.0%)と減少した。薬物事犯別では、覚醒剤事犯は132件(-32件、-19.5%)、158人(-61人、-27.9%)、大麻事犯は24件(-21件、-46.7%)、25人(-23人、-47.9%)、MDMA等合成麻薬事犯は3件(-11件)、2人(-15人)と減少した。

なお、コカイン事犯は11件(+2件)、12人(±0人)、ヘロイン事犯は4件(±0件)、5人(-1人)、あへん事犯は1件(-3件)、1人(-1人)であった。

表1-11 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分		年別				
		平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤事犯	検挙件数	63	65	77	164	132
	検挙人員	77	90	97	219	158
	うち暴力団構成員等	24	16	18	62	31
	同上比率(%)	31.2	17.8	18.6	28.3	19.6
	うち来日外国人	43	39	42	97	90
	同上比率(%)	55.8	43.3	43.3	44.3	57.0
大麻事犯	検挙件数	120	72	80	45	24
	検挙人員	126	76	85	48	25
	うち暴力団構成員等	5	4	5	5	4
	同上比率(%)	4.0	5.3	5.9	10.4	16.0
	うち来日外国人	44	34	31	12	9
	同上比率(%)	34.9	44.7	36.5	25.0	36.0
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	33	57	41	47	31
	うちMDMA等合成麻薬	12	41	19	14	3
	うちコカイン	10	8	7	9	11
	うちヘロイン	3	1	3	4	4
	うちその他	8	7	12	20	13
	検挙人員	35	64	52	52	31
	うち暴力団構成員等	8	14	9	7	2
	同上比率(%)	22.9	21.9	17.3	13.5	6.5
	うち来日外国人	10	26	23	20	19
	同上比率(%)	28.6	40.6	44.2	38.5	61.3
	うちMDMA等合成麻薬	13	45	27	17	2
	うち暴力団構成員等	2	14	8	4	0
	同上比率(%)	15.4	31.1	29.6	23.5	0.0
	うち来日外国人	2	13	12	7	0
	同上比率(%)	15.4	28.9	44.4	41.2	0.0
	うちコカイン	13	6	9	12	12
	うち暴力団構成員等	6	0	0	1	0
	同上比率(%)	46.2	0.0	0.0	8.3	0.0
	うち来日外国人	5	3	4	6	11
	同上比率(%)	38.5	50.0	44.4	50.0	91.7
	うちヘロイン	2	1	2	6	5
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	同上比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち来日外国人	2	1	2	5	4	
同上比率(%)	100.0	100.0	100.0	83.3	80.0	
うちその他	7	12	14	17	12	
うち暴力団構成員等	0	0	1	2	2	
同上比率(%)	0.0	0.0	7.1	11.8	16.7	
うち来日外国人	1	9	5	2	4	
同上比率(%)	14.3	75.0	35.7	11.8	33.3	
あへん事犯	検挙件数	1	6	1	4	1
	検挙人員	1	8	2	2	1
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	同上比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人	1	5	2	2	1
	同上比率(%)	100.0	62.5	100.0	100.0	100.0
合計	検挙件数	217	200	199	260	188
	検挙人員	239	238	236	321	215
	うち暴力団構成員等	37	34	32	74	37
	同上比率(%)	15.5	14.3	13.6	23.1	17.2
	うち来日外国人	98	104	98	131	119
	同上比率(%)	41.0	43.7	41.5	40.8	55.3

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2：「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

2 密輸入事犯における薬物押収状況

薬物密輸入事犯の薬物種類別の押収量は、覚醒剤粉末は 275.5kg（前年比 + 57.6kg、+ 26.4%）と増加した。乾燥大麻は 2.4kg（- 22.8kg、- 90.5%）、大麻樹脂は 8.2kg（- 7.6kg、- 48.1%）、合成麻薬は 95 錠（- 83,329 錠、- 99.9%）とそれぞれ減少した。

なお、コカインは 5.0kg（- 5.5kg）、あへんは 3.4kg（+ 2.2kg）、ヘロインは 0.1kg（- 1.1kg）であった。

表1-12 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類		年別				
		平18	平19	平20	平21	平22
覚醒剤		116.3	213.9	328.0	220.1	275.5
うち粉末		106.8	213.1	324.3	217.9	275.5
うち錠剤	(kg)	9.5	0.8	3.7	2.1	0.0
	(錠)	56,680	4,872	22,271	12,771	0
乾燥大麻		113.4	353.6	73.9	25.2	2.4
大麻樹脂		54.1	10.3	26.3	15.8	8.2
合成麻薬		167,683	1,224,158	201,570	83,424	95
うちMDMA		167,683	1,179,733	189,768	35,027	95
コカイン		6.1	16.4	2.5	10.5	5.0
ヘロイン		2.2	1.1	1.0	1.2	0.1
あへん		14.9	18.9	3.5	1.2	3.4

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3：錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等

(1) 覚醒剤密輸入事犯

平成 22 年中における覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は 132 件（前年比 - 32 件、- 19.5%）、158 人（- 61 人、- 27.9%）と減少したが、平成に入ってから、検挙件数では 21 年の 164 件、元年の 144 件に次ぎ、検挙人員では 21 年の 219 人に次いで多い。

検挙人員のうち、暴力団構成員等は 31 人（- 31 人）と半減したが、来日外国人は 90 人（- 7 人）であった。来日外国人で最も多いのは中国(台湾)人の 19 人（± 0 人）で、次いで、イギリス人 9 人（+ 4 人）、メキシコ人 7 人（- 4 人）、ナイジェリア人 7 人（+ 4 人）、スペイン人 5 人（+ 3 人）の順となっている。

ア 態様別検挙状況

覚醒剤密輸入事犯を態様別に見ると、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入の割合が年々増加傾向にあり、平成 22 年中は 84.8%（+ 7.4 ポイント）を占めた。また、その手口としては、スーツケースの底を

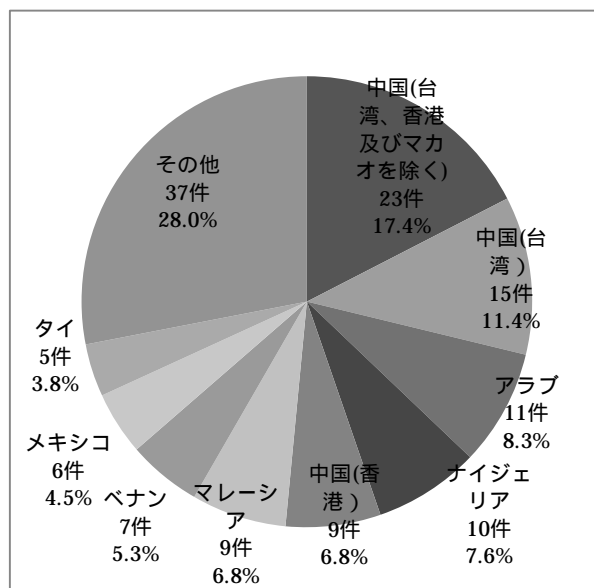
二重に細工するなどして数百グラムから数キロを隠匿するもの、靴底や下着内等への身体隠匿、嚥下等体内隠匿、土産物の箱内への隠匿等がある。

航空機利用による携帯密輸事件における本邦入国時の利用空港は、従来は成田、関西、中部等の主要国際空港であったが、平成 19 年以降、これらの空港以外の地方空港の利用も認められる。

船舶利用の密輸入は 1 件(- 3 件)であった。

イ 仕出し国別検挙状況

図 1 - 1 覚醒剤密輸入事犯における仕出し国構成



覚醒剤密輸入事犯の仕出し国を見ると、検挙件数 132 件のうち最も多いのは、中国(台湾、香港及びマカオを除く。)の 23 件(17.4%、 - 31 件)、次いで中国(台湾) 15 件(11.4%、 + 4 件)、アラブ首長国連邦 11 件(8.3%、 + 10 件)、ナイジェリア 10 件(7.6%、 + 6 件)、中国(香港) 9 件(6.8%、 -

3 件)、マレーシア 9 件(6.8%、 - 6 件)、ベナン 7 件(5.3%、 + 7 件)の順となっており、その他中南米、アメリカ、ヨーロッパ等様々な国からの密輸入事犯が摘発されている。

従来の覚醒剤密輸入事件における仕出し国をみると、台湾・香港を含む中国等の東アジアやマレーシア、タイ等の東南アジア、北米等の諸国が主流であったが、平成 21 年以降、南アフリカやナイジェリア等のアフリカやトルコ、アラブ首長国連邦等の中近東諸国、メキシコ等過去見られなかった、あるいは極めて少なかった国からの密輸入が増加し、平成 22 年中は、31 か国(地域)で、前年より 6 か国(地域)多く、仕出し国が多様化している状況が見受けられる。

また、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による覚醒剤密輸入事件における仕出し国についても 29 か国(地域)と、6 か国(地域)増加した。

(2) 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯は年々減少傾向にあり、平成 22 年中の検挙状況は 24 件(前年比 - 21 件、 - 46.7%)、25 人(- 23 人、 - 47.9%)と、検挙件数・人員とも

昭和 50 年以降では最低であった。そのうち乾燥大麻事犯は 16 件（ - 10 件）、16 人（ - 15 人）、大麻樹脂事犯は 6 件（ - 9 件）、7 人（ - 6 人）と減少した。

ア 態様別検挙状況

大麻密輸入事犯を態様別に見ると、国際宅配便利用は 9 件(37.5%)、郵便物は 9 件(37.5%)、航空機利用による携帯密輸は 5 件(20.8%)で、携帯密輸の割合は年々減少傾向にある。その手口としては、国際宅配便では段ボール箱への隠匿等、航空機利用の携帯密輸ではボストンバッグの底に隠匿するケース等がある。

イ 仕出し国別検挙状況

大麻密輸入事犯の仕出し国について、最も多いのはアメリカの 9 件(37.5%)で、次いで、オランダ、フランス及びドイツが各 2 件(8.3%)となっている。

第3 薬物犯罪組織の動向

1 薬物密売の概要

薬物事犯における密売関連事犯(営利犯のうち、所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。)の検挙人員は618人(前年比-90人、-12.7%)で、そのうち暴力団構成員等は370人(59.9%)、来日外国人は62人(10.0%)であり、そのうちイラン人は35人(5.7%)であった。

覚醒剤事犯について見ると、密売関連事犯の検挙人員は507人(-50人、-9.0%)で、そのうち暴力団構成員等は328人(64.7%)、来日外国人は52人(10.3%)となっている。来日外国人のうちイラン人は34人(6.7%)であり、暴力団構成員等とイラン人で71.4%を占めている。また、密売関連の麻薬特例法第5条違反の検挙人員16人のうち、暴力団構成員等が7人、イラン人が9人であり、暴力団組織及びイラン人が国内での薬物密売に組織的に深く関与し、薬物密売による収益が暴力団及びイラン人薬物密売組織の有力な資金源となっている状況がうかがえる。これまでのイラン人の検挙状況を見ると、首都圏及びその周辺の関東地区、愛知県を中心とした東海地区における検挙が多く、イラン人が、これらの特定の地域において、覚醒剤を中心とした薬物の組織的な密売を敢行している状況にある。

大麻事犯における密売関連事犯の検挙人員は92人(-41人、-30.8%)で、そのうち暴力団構成員等は38人(41.3%)、来日外国人は5人(5.4%)で、そのうちイラン人は1人(1.1%)であり、密売関連事犯に占める暴力団構成員等及びイラン人の比率は覚醒剤に比べ低くなっている。

表1-13 覚醒剤事犯における密売関連事犯検挙人員の推移

区分	年別				
	平18	平19	平20	平21	平22
密売関連事犯	418	470	455	557	507
うち暴力団構成員等	263	325	274	326	328
同上比率(%)	62.9	69.1	60.2	58.5	64.7
うち来日外国人	41	65	88	97	52
同上比率(%)	9.8	13.8	19.3	17.4	10.3
うちイラン	29	41	65	66	34
うちフィリピン	1	0	0	2	1
うちブラジル	0	2	4	2	4
うち韓国	1	0	1	0	0
うち中国(台湾及び香港等を除く)	1	3	5	15	4
うち中国(台湾)	0	1	2	1	0
うち中国(香港等)	1	10	3	0	2
うちタイ	4	0	0	1	2
うちベトナム	0	0	0	0	0
うちマレーシア	0	0	2	0	0
うちシンガポール	0	1	0	2	0
うちイギリス	0	0	0	1	0
うちフランス	0	0	0	0	0
うちオランダ	0	1	1	0	0
うちスペイン	0	0	0	0	0
うちアメリカ	0	0	1	0	1
うちカナダ	0	0	1	3	0
うちメキシコ	0	3	0	0	0
うちペルー	0	0	1	1	1
うちコロンビア	2	0	0	1	1
うちナイジェリア	0	0	0	1	0
うちその他	2	3	2	1	2

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2：「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

注3：香港等は香港及びマカオをいう。

2 暴力団構成員等

暴力団構成員等の検挙人員 25,686 人のうち薬物事犯に係る検挙人員は 7,060 人（27.5%、前年比 + 0.4 ポイント）、覚醒剤事犯の検挙人員は 6,322 人（24.6%、+ 1.2 ポイント）であった。

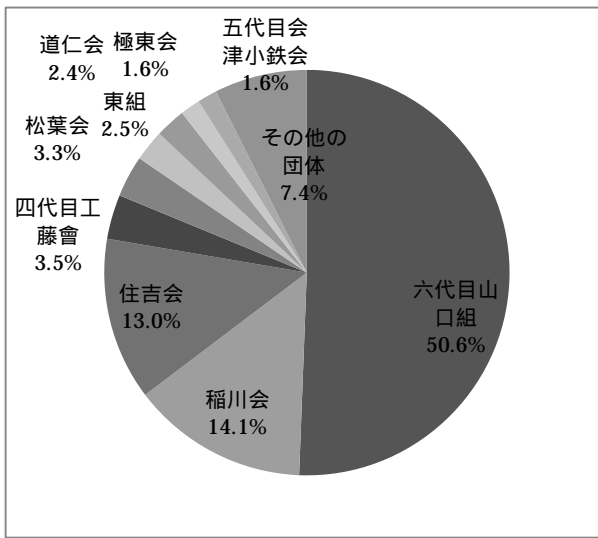
過去 5 年間に於ける薬物事犯の検挙人員を見ると、暴力団構成員等の全検挙人員に占める比率は、25% 前後で推移している。特に、覚醒剤事犯の検挙人員については、暴力団構成員等の全検挙人員に占める比率が最も高くなっており、おおむね 23% 前後で推移している。

(1) 暴力団構成員等の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

薬物事犯別に暴力団構成員等の検挙人員をみると、覚醒剤事犯では 6,322 人で、全検挙人員（11,993 人）の 52.7%（前年比 - 0.5 ポイント）を占めている。暴力団組織別検挙人員を見ると、3 大組織である山口組、稲川会及び

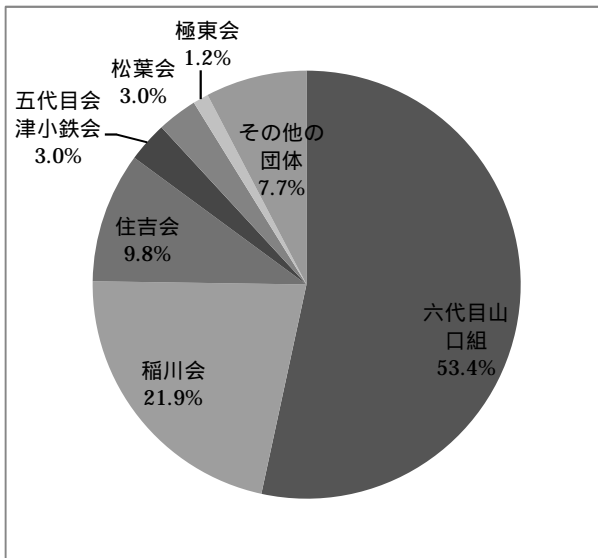
図 1-2 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比



住吉会の構成員等は 4,910 人(+ 31 人、+ 0.6%) で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 77.7% (- 1.0 ポイント) を占めた。また、山口組傘下組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 322 人(+ 15 人、+ 4.9%) で、山口組系組織の検挙人員の 10.1%(+ 0.1 ポイント) を占めた。

イ 大麻事犯

図 1-3 大麻事犯における暴力団組織別構成比



大麻事犯における暴力団構成員等の検挙人員は 691 人(- 179 人、- 20.6%) と減少したが、全検挙人員(2,216 人) の 31.2% (+ 1.4 ポイント) を占めた。暴力団組織別検挙人員を見ると、3 大組織である山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は 588 人(- 160 人、- 21.4%) で、大麻事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の

85.1% (- 0.9 ポイント) を占めた。また、山口組傘下組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 35 人(- 13 人、- 27.1%) で、山口組系組織の検挙人員の 9.5% (- 0.5 ポイント) を占めた。

(2) 違反態様別検挙状況

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯における暴力団構成員等の違反態様別検挙人員をみると、密輸入事犯は 31 人(前年比 - 31 人、- 50.0%) と減少したが、所持事犯は 2,188 人(+ 30 人、+ 1.4%) 譲渡事犯は 345 人(+ 11 人、+ 3.3%) 使用事犯は 3,613 人(+ 90 人、+ 2.6%) 譲受事犯は 103 人(+ 31 人、+ 43.1%) とそれぞれ増加した。

覚醒剤事犯における暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は 358 人(- 24 人、

- 6.3%)で、覚醒剤事犯の営利犯検挙人員全体(655人(-107人、-14.0%))の54.7%(+4.6ポイント)を占め、暴力団構成員等が国内における密売・密輸入に深く関与している状況がうかがえる。

イ 大麻事犯

大麻事犯における暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は51人(-22人、-30.1%)で、大麻事犯の営利犯検挙人員全体(135人(-72人、-34.8%))の37.8%(+2.5ポイント)であった。

大麻事犯の営利犯における暴力団構成員等の検挙人員は減少したが、営利犯全体に占める割合は増加しており、依然として暴力団構成員等が大麻の密売等に強く関与していることがうかがえる。

3 来日外国人の検挙状況

(1) 国籍等別検挙状況

薬物事犯における来日外国人の検挙人員は538人(前年比-39人、-6.8%)と減少した。薬物別では覚醒剤事犯は383人(-43人、-10.1%)、あへん事犯は2人(-5人)と減少したが、大麻事犯は93人(+6人、+6.9%)、麻薬及び向精神薬事犯は60人(+3人)と増加した。

来日外国人の国籍等別の薬物事犯検挙状況は、イラン人は54人(-39人)、ブラジル人は91人(-12人)とそれぞれ減少したが、フィリピン人は63人(+6人)と増加した。これら三か国合計の検挙人員は208人(-45人、-17.8%)で、来日外国人による全薬物事犯検挙人員の38.7%(-5.1ポイント)を占めるものの減少傾向にある。

覚醒剤事犯については、イラン人は50人(-35人)、フィリピン人は58人(+5人)、ブラジル人は62人(-12人)で、これら三か国で来日外国人による覚醒剤事犯検挙人員の44.4%(-5.4ポイント)を占めるものの減少傾向にある。

その他の国籍等別の覚醒剤事犯の検挙人員は、タイ人が35人(+3人)、中国(台湾、香港及びマカオを除く。)人が34人(-1人)、韓国人が24人(+7人)、中国(台湾)人が21人(+1人)、イギリス人9人(+3人)、ナイジェリア人が8人(+2人)等となっている。

大麻事犯については、ブラジル人が24人(+4人)、アメリカ人が18人(+5人)、ベトナム人が13人(+5人)等となっている。

表1-14 来日外国人による薬物事犯別、国籍等別検挙人員

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平21	平22	平21	平22	平21	平22	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平21	平22		
							平21	平22	平21	平22	平21	平22				
計	577	538	426	383	87	93	57	60	13	6	28	37	11	10	7	2
三カ国	253	208	212	170	25	30	13	7	4	3	7	4	2	0	3	1
イラン	93	54	85	50	2	2	3	1		1	3				3	1
フィリピン	57	63	53	58	3	4	1	1		1	1					
ブラジル	103	91	74	62	20	24	9	5	4	1	3	4	2			
韓国	23	25	17	24	5	1	1		1							
中国(台湾・香港等を除く)	41	44	35	34	2	4	4	6	1	2			1			
中国(台湾)	25	24	20	21	2		3	3								
中国(香港等)	12	5	10	5			2		1				1			
タイ	32	37	32	35		2										
ベトナム	20	21	7	3	8	13	5	5					5	5		
マレーシア	5	2	4	2	1											
シンガポール	13	4	13	4												
イギリス	10	16	6	9	1	1	3	6			3	6				
フランス	3	4	1	2		2	2				1		1			
オランダ	2	0					1		1						1	
スペイン	5	7	2	5	2	2	1		1							
アメリカ	22	26	4	5	13	18	5	3	3	1	1	2	1			
カナダ	16	4	10	2	5	2	1		1							
メキシコ	11	8	11	7				1				1				
ペルー	13	10	4	6	1	2	8	2			8	2				
コロンビア	2	7	2	3		1		3				3				
ナイジェリア	10	11	6	8	4	2		1				1				
その他	59	75	30	38	18	13	8	23			8	18		5	3	1

注1：香港等は香港及びマカオをいう。

(2) 営利犯の検挙状況

覚醒剤事犯における来日外国人の営利犯の検挙人員は138人(前年比 - 53人、- 27.7%)で、覚醒剤事犯の営利犯検挙人員全体(655人)の21.1%(- 4.0ポイント)を占めている。そのうち密輸入事犯は86人(62.3%、+ 13.1ポイント)を占める。

国籍等別では、最も多いのがイラン人の35人で、違反態様別では、密輸入事犯1人、所持事犯18人、譲渡事犯16人となっており、引き続きイラン人が、国内における覚醒剤の密売に強く関与している状況がうかがわれる。次いで、中国(台湾)人19人、イギリス人9人、メキシコ人及びナイジェリア人(各7人)の順で、すべてが密輸入事犯であり、引き続き中国(台湾)人等が覚醒剤の密輸入事犯に強く関与していることが認められる。また、ナイジェリア人、スペイン人等過去見られなかった、あるいは極めて少なかった国籍の来日外国人の密輸入事犯への関与が認められる。覚醒剤事犯の検挙人員が多いフィリピン人、ブラジル人及びタイ人については、単純使用及び単純所持事犯が大半を占め、営利犯の比率は低い。

第4 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

薬物常用者（覚醒剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、刑法犯が805人（前年比-53人、-6.2%）と減少したが、特別法犯が4,183人（+241人、+6.1%）と増加した。

薬物常用者で、殺人、強盗等の凶悪犯で検挙されたものは59人（-13人）、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙されたものは174人（-10人）といずれも減少した。

表1-15 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

年別		平18	平19	平20	平21	平22
罪種等						
刑法犯検挙人員		934	770	809	858	805
	凶悪犯	75	68	68	72	59
	殺人	11	19	17	10	17
	強盗	53	42	39	57	35
	放火	4	2	6	4	2
	強姦	7	5	6	1	5
	粗暴犯	172	162	146	184	174
	暴行	32	22	23	28	33
	傷害	98	90	80	99	84
	脅迫	4	9	5	14	15
	恐喝	36	41	38	43	42
	凶器準備集合	2	0	0	0	0
	窃盗犯	472	349	404	373	372
	その他	215	191	191	229	200
特別法犯検挙人員		3,724	3,774	3,403	3,942	4,183
	銃刀法	24	10	10	23	25
	その他	3,700	3,764	3,393	3,919	4,158

2 薬物に起因する事故

平成22年中の薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷並びに交通事故による死傷者数をいう。以下同じ。）は、48人（前年比-10人）と減少した。その内訳は、乱用死が12人（-5人）、自殺が4人（-1人）、自傷が1人（-6人）、交通事故が31人（+2人）であった。

表1-16 薬物に起因する乱用死者数等の推移

年別		平18	平19	平20	平21	平22
区分						
合計		46	50	27	58	48
	乱用死	15	13	11	17	12
	自殺	9	5	4	5	4
	自傷	7	3	3	7	1
	交通事故	15	29	9	29	31

第5 事例

所持・使用事犯

【事例1 - 1】コロンビア人男性による麻薬等営利目的所持事件（1月・警視庁）

繁華街で麻薬等密売をしていたコロンビア人男性（43）を麻薬及び向精神薬取締法違反並びに大麻取締法違反で逮捕するとともに、同人の自宅からMDMA約1万4,000錠のほか、コカイン、乾燥大麻等を押収した。

【事例1 - 2】自衛官による覚醒剤所持事件（2月・愛知）

カードケース内に覚醒剤や合成麻薬、大麻を所持していた海上自衛隊員の男（31）を覚せい剤取締法違反（所持）等で逮捕するとともに、覚醒剤約0.4グラムやTFMPP（合成麻薬）1錠等を押収した。

【事例1 - 3】公立高校教頭による大麻所持事件（3月・奈良）

自宅のクローゼット内に乾燥大麻を隠匿していた公立高校教頭の男（49）を大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約0.1グラムを押収した。

【事例1 - 4】女子中学生による乾燥大麻所持事件（4月・兵庫）

乾燥大麻を所持していた女子中学生（14）を大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻若干量を押収した。

【事例1 - 5】企業幹部らによる覚醒剤所持事件（5月・神奈川）

覚醒剤密売人の販売ルートを捜査した結果、信用金庫幹部職員の男（55）ほか企業の幹部職員ら数人を覚せい剤取締法違反（譲受等）で逮捕するとともに、覚醒剤約2.5グラムを押収した。

【事例1 - 6】元バレーボール選手らによる覚醒剤所持事件（6月・大阪）

覚醒剤密売グループに対する一斉捜索の結果、密売をしていた3グループを摘発するとともに、捜索中に捜索現場に立ち寄った元バレーボール選手の男（36）が覚醒剤を隠し持っていたことから覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕した。

【事例1 - 7】ナイジェリア人及び暴力団幹部らによる覚醒剤大量所持事件

（7月・兵庫、愛媛）

覚醒剤の取引情報により張込み捜査を実施したところ、駅前で覚醒剤を譲り渡そうとしていたナイジェリア人の男（40）ほか2名と、覚醒剤を譲り受けようとしていた暴力

団幹部の男（40）ほか2名を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）で逮捕するとともに、覚醒剤約1.5キロと現金1,938万円を押収した。

【事例1 - 8】会社員の男らによる覚醒剤等所持事件（7月・静岡）

覚醒剤の密売情報により捜索を実施したところ、自宅に覚醒剤や大麻を隠し持っていた会社員の男（31）ほか1名を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、覚醒剤約505.1グラムや乾燥大麻3.9グラムを押収した。さらに、別のマンション居室からも覚醒剤約49.8グラムやケタミン1.6キロ等を発見押収した。

【事例1 - 9】会社員らによる乾燥大麻大量所持事件（8月・北海道）

自生大麻を採取して使用していた会社員の男（27）ら2名を大麻取締法違反（共同所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約10.6キロを押収した。

【事例1 - 10】芸能プロダクション社長による覚醒剤等所持事件（10月・警視庁）

覚醒剤の所持情報により捜索を実施したところ、自宅に覚醒剤と大麻を隠し持っていた芸能プロダクション社長の男（53）を覚せい剤取締法違反（所持）及び大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、覚醒剤約3.1グラムと乾燥大麻2.8グラムを押収した。

【事例1 - 11】麻酔科医師らによる医療用麻薬の不正施用事件（11月・神奈川）

病院保管の医療用麻薬（フェンタニル）を自己に施用した麻酔科医師の男（37）を麻薬及び向精神薬取締法違反（所持、施用）、同種の麻薬を自宅に隠し持っていた看護師の女（31）を同法違反（所持）で逮捕した。

【事例1 - 12】アルバイトの男による乾燥大麻所持事件（11月・山形）

大麻の所持情報により捜索を実施したところ、使用車両内に大麻を隠し持っていたアルバイトの男（39）を大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻100.4グラムを押収した。

【事例1 - 13】女子中学生による覚醒剤使用事件（12月・岩手）

母親の相談により、覚醒剤を使用した女子中学生（15）を覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕するとともに、同女に対し覚醒剤を使用した無職の男（25）を同法違反（共同使用）で逮捕した。

密売事犯

【事例 1 - 14】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件（1月・大阪）

暴力団幹部が配下組員とともに組織的に覚醒剤を密売していた事件について、同幹部（42）を麻薬特例法違反（業としての譲渡）で逮捕した。

【事例 1 - 15】インターネットを利用した覚醒剤密売事件（2月・奈良）

インターネットの掲示板を使い覚醒剤を密売していた無職の男（36）を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕した。また、薬物犯罪収益を隠匿していたことやインターネットの掲示板を悪用していたことを麻薬特例法違反（薬物犯罪収益等隠匿、あおり・唆し）で追送致した。

【事例 1 - 16】イラン人グループによる覚醒剤密売事件（3月・愛知）

覚醒剤末端乱用者の突き上げ捜査から、県内で覚醒剤等を密売しているイラン人密売グループの密売人（23）ら2グループ3名を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕するとともに、それぞれのグループから覚醒剤等の違法薬物や携帯電話、現金等を押収した。

【事例 1 - 17】イラン人グループによる覚醒剤等密売事件（3月・警視庁）

覚醒剤等を密売していたイラン人グループの指示役4名と密売人7名を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕、取引していた客31名を同法違反（所持、使用等）で逮捕するとともに、覚醒剤約188グラムや乾燥大麻742グラム等数種類の違法薬物を押収した。さらに、主犯格のイラン人に対し麻薬特例法違反（業としての譲渡）を適用し、薬物犯罪収益として特定した234万3,071円を没収保全した。

【事例 1 - 18】生活保護制度を悪用した向精神薬等密売事件（4月・神奈川）

生活保護受給者に医療券を使わせて入手した向精神薬等を密売人に供給していた無職の男（52）や、それらをインターネットや宅配便を利用して密売していた無職の男（41）を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的譲渡等）等で逮捕するとともに、多種多量の向精神薬等を押収した。

【事例 1 - 19】インターネットを利用した大麻密売事件（5月・大阪）

インターネットの掲示板を使って大麻を密売していた自営業の男（30）ら2名を大麻取締法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約26.4キログラムを押収した。

【事例 1 - 20】右翼団体幹部らによる覚醒剤等密売事件（6月・神奈川）

覚醒剤を薬用カプセルに入れて密売していた右翼団体幹部の男（35）ほか2名を、覚せい剤取締法違反（営利目的所持・譲渡）で逮捕するとともに、覚醒剤約9グラムを押収した。また、覚醒剤を購入していた客4人を覚せい剤取締法違反（所持、使用）で逮捕した。

【事例 1 - 21】暴力団組員による覚醒剤密売事件（7月・徳島）

覚醒剤末端乱用者の突き上げ捜査から、覚醒剤の密売人である暴力団組員の男（49）を覚せい剤取締法違反（譲渡・営利目的所持）で逮捕するとともに、自宅等から覚醒剤約40グラム及び注射器890本等を押収した。

【事例 1 - 22】暴力団組員による覚醒剤密売事件（8月・栃木、北海道）

宅配便を利用して覚醒剤を密売していた暴力団幹部の男（39）を逮捕し、麻薬特例法違反（業としての譲渡）を適用するとともに、配下の密売人や購入客ら6名を逮捕し、覚醒剤約100グラム等を押収した。

【事例 1 - 23】イラン人グループによる覚醒剤密売事件（9月・滋賀）

イラン人密売組織の活動拠点等の捜索により、密売グループの首魁であるイラン人の男（49）ほか1名を覚せい剤取締法違反（譲渡）で逮捕するとともに、大麻を隠し持っていたイラン人密売人の男（24）ほか1名を大麻取締法違反（所持）等で逮捕した。

さらに、密売に関与していたと認められる中国人の男ほか1名を出入国管理及び難民認定法違反（資格外活動）で入国管理局に引き渡した。

【事例 1 - 24】イラン人グループによる覚醒剤密売事件（10月・警視庁）

東京都内のホテル等で覚醒剤等を密売していたイラン人の男（45）ら9名を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同グループから覚醒剤約83.7グラムや乾燥大麻約133グラム等の違法薬物を押収した。また、同グループの客23名を覚せい剤取締法違反（譲受）等で逮捕した。

【事例 1 - 25】インターネットを利用した覚醒剤密売事件（10月・岐阜）

覚醒剤末端乱用者の突き上げ捜査から、インターネットの掲示板を悪用して覚醒剤を密売していた無職の男（36）を麻薬特例法違反（業としての譲渡）で逮捕し、同法違反（あおり・唆し）を追送致した。

【事例 1 - 26】イラン人グループによる覚醒剤密売事件（11月・警視庁）

東京都内のコンビニエンスストア付近において覚醒剤等を密売していたイラン人の男（40）ら4名を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、密売拠点のマンションから覚醒剤約46.5グラムや乾燥大麻約34.2グラム等の違法薬物を押収した。また、同グループの客20名を覚せい剤取締法違反（譲受）等で逮捕した。

【事例 1 - 27】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件（11月・福岡、兵庫、福井、千葉）

宅配便を利用して全国各地の暴力団関係者らに覚醒剤を密売していた暴力団幹部の男（46）ほか3名を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、購入していた暴力団関係者13名を逮捕した。また、主犯格の男（49）を麻薬特例法違反（業としての譲渡）で追送致した。

【事例 1 - 28】携帯電話サイトを利用した覚醒剤密売事件（12月・奈良）

覚醒剤末端乱用者の突き上げ捜査から、携帯電話のインターネットサイトを使って覚醒剤を密売していた無職の男（34）を逮捕し、麻薬特例法違反（業としての譲渡）を適用した。さらに、同人を同法違反（薬物犯罪収益等隠匿、あおり・唆し）で追送致するとともに、密売代金の振込口座を提供していた無職の男（33）を同法違反（薬物犯罪収益等隠匿ほう助）で逮捕した。

密輸事犯

【事例 1 - 29】日本人男性による覚醒剤密輸入事件（1月・千葉）

マレーシアから航空機を利用して覚醒剤を密輸入した日本人の男（34）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約2.4キ口を押収した。

【事例 1 - 30】シンガポール人女性による覚醒剤密輸入事件（2月・福岡）

カンボジアから航空機を利用して韓国経由で覚醒剤を密輸入したシンガポール人の女（53）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約2.2キ口を押収した。

【事例 1 - 31】台湾人男女による覚醒剤密輸入事件（3月・北海道）

台湾からの団体ツアー客を装い航空機で覚醒剤を密輸入した台湾人の男（29）と同国の女（24）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約1キ口を押収した。

【事例 1 - 32】ナイジェリア人男性による覚醒剤密輸入事件（4月・大阪）

ナイジェリアから航空機を利用して覚醒剤を密輸入したナイジェリア人の男（51）ほか1名を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、それぞれが体内に隠匿していた覚醒剤合計約1.5キロを押収した。

【事例 1 - 33】暴力団幹部らによる覚醒剤密輸入事件（4月・警視庁）

中国から国際航空小包郵便を利用して、段ボール在中の容器内に覚醒剤を隠匿して密輸入した暴力団幹部の男（49）ほか2名を麻薬特例法違反で逮捕し、覚醒剤約86グラムを押収した。

【事例 1 - 34】ベルギー人男性による覚醒剤密輸入事件（5月・千葉）

ベナン共和国から航空機を利用してフランス経由で覚醒剤を密輸入したベルギー人の男（51）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約2.0キロを押収した。

【事例 1 - 35】メキシコ人女性2人組による覚醒剤密輸入事件（6月・千葉）

メキシコから航空機を利用して覚醒剤を密輸入したメキシコ人の女2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、それぞれから覚醒剤約2.0キロを押収した。

【事例 1 - 36】アメリカ人男性による覚醒剤密輸入事件（7月・岡山）

ガーナ共和国から航空機を利用して覚醒剤を密輸入したアメリカ人の男（32）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で検挙するとともに、覚醒剤約2.9キロを押収した。

【事例 1 - 37】身体障害者による覚醒剤密輸入事件（9月・千葉）

台湾から車椅子のクッション内に覚醒剤を隠匿して密輸入したシンガポール人の男（47）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約4キロを押収した。

【事例 1 - 38】暴力団組員による麻薬（ケタミン）密輸入事件（9月・千葉）

マレーシアから航空機を利用して麻薬（ケタミン）を密輸入した暴力団組員の男（33）を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、ケタミン約3キロを押収した。

【事例 1 - 39】ドイツ人男性による覚醒剤密輸入事件（9月・広島）

アラブ首長国連邦から韓国経由の航空機を利用して覚醒剤を密輸入したドイツ人の男（47）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約2.2キ口を押収した。

【事例 1 - 40】高齢者（日本人女性）による覚醒剤密輸入事件（10月・大阪）

エジプトから航空機を利用して覚醒剤を密輸入した日本人の女（71）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約3.9キ口を押収した。

【事例 1 - 41】台湾人らによる覚醒剤密輸入事件（10月・愛知）

香港から航空機を利用したツアー客を装い、覚醒剤を密輸入した台湾人の女（33）ら6人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約1.8キ口を押収した。

【事例 1 - 42】中国人らによる船舶利用の覚醒剤密輸入事件

（12月・北海道、神奈川、岡山）

中国から貨物船を利用して室蘭港に覚醒剤を密輸入した船員の中国人の男（35）ほか1名を覚せい剤取締法違反（営利密輸入）で逮捕し、覚醒剤を受け取った日本人の男（38）を同法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、覚醒剤約5キ口を押収した。

薬物常用者による犯罪

【事例 1 - 43】覚醒剤常用者による死亡ひき逃げ事件（1月・大阪）

パトカーによる停止指示を無視して逃走した軽四乗用車が、自転車に乗った女性を轢き殺した死亡ひき逃げ事件が発生し、軽四乗用車を運転していた男（41）を逮捕したところ、犯行時に覚醒剤を使用していた事実が判明した。

【事例 1 - 44】覚醒剤常用者による警察官に対する殺人未遂事件（4月・長崎）

私服警察官が、職務質問中の不審者に刃物で刺された公務執行妨害、殺人未遂事件が発生し、翌日逮捕した男（33）を調べたところ、犯行時に覚醒剤を使用していた事実が判明した。

【事例 1 - 45】覚醒剤常用者による強盗殺人事件（8月・京都）

大阪府内のホテルにおいて、覚醒剤の幻覚作用と思われる錯乱状態の男（55）を覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕したところ、同人は、同日、京都府内で認知された強盗

殺人事件の被疑者と判明し、後に強盗殺人罪で逮捕した。

【事例 1 - 46】覚醒剤常用者による傷害事件（11 月・愛知）

愛知県内のコンビニエンスストアにおいて、大声を出し暴れている男が、通報を受けて駆け付けた警備員の頭部等に傷害を負わせたことで逮捕したところ、覚醒剤を所持しており、体内からも覚醒剤反応が認められた。

薬物に起因する事故

【事例 1 - 47】覚醒剤常用者によるシンナー吸引後の爆発事故（5 月・大阪）

覚醒剤常用者が、居室でシンナーを吸引後にタバコを吸おうと火を付けたところ、室内に充満したシンナーに引火して爆発、炎上させて焼死した。

【事例 1 - 48】嚔下による覚醒剤密輸入企図者による急性薬物中毒死事案（11 月・大阪）

覚醒剤の包みを嚔下して密輸入しようとしたガーナ人の男（55）が、入国審査中に逃走を図ったものの、確保後に意識不明となり、搬送先の病院で死亡した。

司法解剖の結果、胃と腸から覚醒剤の包み 80 包が摘出され、死因は急性覚醒剤中毒によるものと認められた。

その他

【事例 1 - 49】大麻栽培道具を販売した男による大麻栽培ほう助事件（1 月・広島）

大麻の栽培に用いられることを知りながら大麻栽培用キット、照明器具等を販売するとともに、栽培方法などを具体的に教示していた自営業の男（39）を大麻取締法違反（栽培ほう助）で逮捕した。

【事例 1 - 50】インターネットを利用した覚醒剤の広告制限違反事件（5 月・秋田）

インターネットの薬物密売サイトに覚醒剤を販売する旨の書き込みを掲載した無職の男（36）を覚せい剤取締法違反（広告の制限）で逮捕した。

【事例 1 - 51】イラン人らによる覚醒剤製造事件（6 月・警視庁）

鼻炎薬等に含まれる成分を原料として覚醒剤を製造していたイラン人の男（46）ほか 1 名を覚せい剤取締法違反（営利目的製造等）で逮捕するとともに、同人らにメタノールを提供していた獣医師の男（42）を毒物及び劇物取締法違反（無登録授与）で逮捕した。

【事例 1 - 52】密売サイトの掲示板管理者による覚醒剤密売ほう助事件（9月・兵庫）

インターネットの薬物密売サイトを利用して覚醒剤を密売していた無職の男（36）ほか4名を、覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）で逮捕するとともに、インターネット掲示板が違法薬物の密売に利用されると知りながら密売人に掲示板を提供していた管理者の男（36）を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡ほう助）で逮捕した。

【事例 1 - 53】大学生による麻薬（PCP）製造事件（11月・島根）

多量の化学物質購入の情報により購入者の自宅を捜索したところ、麻薬（PCP）を製造、所持していた大学生の男（21）を麻薬及び向精神薬取締法違反（製造、所持）で逮捕した。さらに、覚醒剤を製造するための試薬を所持していたことで、覚せい剤取締法違反（製造予備）で追送致した。

【事例 1 - 54】インターネットを利用した覚醒剤のあおり・唆し事件（11月・千葉）

インターネットサイトにおいて、覚醒剤の販売に関する書き込みをしていた無職の男（37）を麻薬特例法違反（あおり・唆し）で検挙した。

第2章 銃器情勢

平成22年中における銃器情勢の特徴としては、

- 1 銃器発砲事件の発生件数は横ばいであったが、暴力団構成員等の犯行と認められる発砲件数は減少した。
- 2 銃器使用事件の発生は、全体的に減少し、特に強盗事件は大幅に減少した。
- 3 拳銃の押収丁数は減少し、暴力団構成員等からの押収丁数が大幅に減少した。
- 4 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は減少し、暴力団構成員等の検挙人員が大幅に減少した。

等が挙げられる。

全般的には銃器発砲事件や銃器使用事件の発生は減少傾向にあるものの、暴力団構成員等からの拳銃押収丁数の大幅な減少や武器庫摘発の減少傾向に見られるように、暴力団構成員等による組織防衛や隠匿方法の巧妙化及び分散化等、銃器潜在化の傾向が進んでいる。

このような状況を踏まえ、更なる捜査力の向上と潜在する拳銃の摘発に向けた情報収集に努め、暴力団等銃器犯罪組織の壊滅に向けた組織犯罪対策を推進する必要がある。

第1 銃器犯罪情勢

1 銃器発砲事件

(1) 発生状況

銃器発砲事件¹の発生件数は、35件（前年比+1件、+2.9%）とほぼ横ばいであったが、ここ5年間では減少傾向が続いている。また、死傷者数は17人（-3人、-15.0%）と減少した。このうち、暴力団等による犯行と見られる発生は17件（-5件、-22.7%）、暴力団構成員等の死傷者数は6人（-3人、-33.3%）と、それぞれ減少した。

死傷者数も、銃器発砲を伴った暴力団組織による対立抗争事件が多発した平成19年を除き、発生と同様に減少傾向で推移している。

1：「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

表2-1 銃器発砲事件数及び死傷者数

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
発砲件数		53	65	42	34	35
	うち暴力団等	36	41	32	22	17
	うち対立抗争	0	12	3	1	0
	構成比率(%)	67.9	63.1	76.2	64.7	48.6
	うちその他・不明	17	24	10	12	18
死傷者数		19	39	19	20	17
	死者数	2	21	10	7	11
	うち暴力団構成員等	1	11	8	4	3
	構成比率(%)	50.0	52.4	80.0	57.1	27.3
	負傷者数	17	18	9	13	6
	うち暴力団構成員等	7	5	4	5	3
	構成比率(%)	41.2	27.8	44.4	38.5	50.0

注1：発砲件数に係る「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれるものを含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

(2) 銃種別内訳

銃器発砲事件 35 件のうち、拳銃²が使用されたのは 31 件と多数を占めており、残り 4 件は、猟銃等（散弾銃 3 件、ライフル銃 1 件）が使用された。

2：「拳銃」とは、装薬銃砲であり、肩付けをせず、片手で保持して、照準、発射できる形態を持ち、人の殺傷に適するように造られたものをいい、金属性弾丸の発射機能を有しており、人畜に殺傷を加えるに足りる程度の威力を有しているものをいう。

表2-2 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
発砲件数		53	65	42	34	35
	拳銃	49	54	42	33	31
	猟銃等	3	11	0	1	4
	小銃等	1	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃及び空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数³は、過去 5 年間、減少傾向で推移しており、平成 22 年中も 205 件（前年比 - 48 件、- 19.0%）と減少した。

罪種別では、殺人は 19 件（+ 5 件）と増加したが、強盗 60 件（- 40 件）、殺人・強盗以外 126 件（- 13 件）はいずれも減少した。

表2-3 銃器使用事件の認知件数

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
銃器			325	324	275	253	205
		拳銃及び拳銃様のもの ⁴	182	183	139	162	126
殺人	銃器		23	34	19	14	19
		拳銃及び拳銃様のもの	21	27	19	12	16
強盗	銃器		111	94	75	100	60
		拳銃及び拳銃様のもの	96	79	67	95	57
その他	銃器		191	196	181	139	126
		拳銃及び拳銃様のもの	65	77	53	55	53

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

3：「銃器使用事件の認知件数」とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用したものの認知件数をいう。
「銃砲」とは、銃刀法第2条第1項において定義された、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」をいう。

「銃砲様のもの」とは、銃砲らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述により銃砲と推定されるものをいう。

4：「拳銃様のもの」とは、拳銃らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述により拳銃と推定されるものをいう。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数⁵は、152件（-26件、-14.6%）と減少し、そのうち暴力団構成員等の検挙件数は、33件（-31件、-48.4%）と半減した。

罪種別では、殺人が11件（-5件）、強盗が35件（-31件）と大幅に減少したが、殺人・強盗以外が106件（+10件）と増加した。

暴力団構成員等の検挙件数を罪種別で見ると、殺人が7件（-7件）、強盗が12件（-9件）、殺人・強盗以外が14件（-15件）と、それぞれ減少した。

表2-4 銃器使用事件の検挙件数

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数			204	203	148	178	152
		暴力団等	51	77	42	64	33
検挙率(%)			62.8	62.7	53.8	70.4	74.1
殺人	検挙件数		12	19	15	16	11
		暴力団等	10	16	10	14	7
強盗	検挙件数		63	66	51	66	35
		暴力団等	14	20	15	21	12
その他	検挙件数		129	118	82	96	106
		暴力団等	27	41	17	29	14

注：検挙件数には、真正拳銃、改造拳銃及び獵銃等を使用したもののほか、模造拳銃等を使用したものも含む。

5：「銃器使用事件の検挙件数」とは、犯罪供用物として銃砲又は模造拳銃等を使用したものの検挙件数（模造拳銃等には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具の拳銃を含む）をいう。

検挙された銃器使用事件を銃種別で見ると、模造拳銃や模擬銃器、エアソフト

ガン、玩具の拳銃（以下「模造拳銃等」という。）が使用された事件は、106件（-8件）で全体の69.7%（+5.7ポイント）であり、実際に拳銃が使用された事件の検挙件数は、20件（-13件）で全体の13.2%（-5.3ポイント）であった。

表2-5 検挙された銃器使用事件の銃種別内訳

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		204	203	148	178	152
銃砲		73	74	48	64	46
構成比率(%)		35.8	36.5	32.4	36.0	30.3
	拳銃	33	43	25	33	20
	猟銃等	33	28	16	26	17
	その他	7	3	7	5	9
模造拳銃等		131	129	100	114	106
構成比率(%)		64.2	63.5	67.6	64.0	69.7

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃及び空気銃をいう。

注2：「模造拳銃等」には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具の拳銃を含む。

第2 銃器事犯取締状況

1 拳銃等の押収状況

(1) 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は 397 丁（前年比 - 10 丁、 - 2.5%）と減少し、このうち真正拳銃は 356 丁（ - 23 丁、 - 6.1%）、改造拳銃は 41 丁（ + 13 丁、 + 46.4%）であった。真正拳銃の中に、密造拳銃が 21 丁含まれている。

暴力団構成員等からの押収は 98 丁（ - 50 丁、 - 33.8%）と大幅に減少する一方で、その他・不明の押収は 299 丁（ + 40 丁、 + 15.4%）と増加した。

暴力団構成員等から押収した拳銃 98 丁の組織別内訳を見ると、山口組が 45 丁（45.9%）、稲川会が 13 丁（13.3%）、住吉会が 19 丁（19.4%）、その他が 21 丁（21.4%）であった。主要三団体の二次団体組織別に見ると、山口組は、山健組が 8 丁（17.8%）、弘道会が 5 丁（11.1%）、極心連合会、倉心会、国粋会、佐藤組がそれぞれ 3 丁（6.7%）等であった。稲川会は、横須賀一家、山川一家がそれぞれ 3 丁（23.1%）、八木田一家が 2 丁（15.4%）等で、住吉会は、幸平一家が 5 丁（26.3%）、土支田一家、関睦会がそれぞれ 2 丁（10.5%）等であった。

拳銃を押収された暴力団構成員等の組織内における地位を見ると、首領が 10 人（10.8%）、幹部が 19 人（20.4%）、組員が 29 人（31.2%）、準構成員（周辺者）が 35 人（37.6%）であった。

暴力団構成員等以外から押収した拳銃（「その他・不明」で分類）299 丁のうち、真正拳銃は 260 丁で、そのうち、旧軍用拳銃⁶が 142 丁（54.6%）、実包等が発射可能なプラスチック拳銃⁷等が 12 丁（4.6%）、違法古式銃が 9 丁（3.5%）等であった。

拳銃の押収丁数は減少しているものの拳銃等を使用した凶悪犯罪は後を絶たず、暴力団組織については、組織防衛の強化等から拳銃隠匿情報の入手が困難になっていることや、拳銃の第三者への保管委託や第三者名義のレンタル倉庫等に隠匿するなど隠匿方法の巧妙化や分散化等予断を許さない状況にあることから、引き続き潜在する拳銃の摘発に向けた取組みを強化する必要がある。

6：「旧軍用拳銃」とは、拳銃の型式や発見時の状況等から、戦前・戦中に旧日本軍等から支給されていたものを終戦後も放置していた旧式拳銃をいう。主な銃種としては、日本製の南部 14 年式やベルギー製のフローニング等があり、外国製のもの概ね 100 年前の型式のものが多い。

7：「プラスチック拳銃」とは、玩具銃製造メーカーが製造、販売したエアソフトガンのうち、鑑定の結果から、拳銃と認定されたものをいう。

表2-6 拳銃の押収状況

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
押収丁数			458	548	492	407	397
暴力団構成員等			204	231	166	148	98
構成比率 (%)			44.5	42.2	33.7	36.4	24.7
(組織別)	山口組		103	83	84	69	45
	同上比率 (%)		50.5	35.9	50.6	46.6	45.9
	稲川会		45	25	22	13	13
	同上比率 (%)		22.1	10.8	13.3	8.8	13.3
	住吉会		24	24	23	29	19
	同上比率 (%)		11.8	10.4	13.9	19.6	19.4
	その他		32	99	37	37	21
	同上比率 (%)		15.7	42.9	22.3	25.0	21.4
その他・不明			254	317	326	259	299
構成比率 (%)			55.5	57.8	66.3	63.6	75.3

(2) 銃種別押収状況

押収した真正拳銃 356 丁を製造国別で見ると、アメリカ製が 90 丁 (25.3%) で最も多く、次いで日本製が 77 丁 (21.6%)、ベルギー製が 34 丁 (9.6%)、ロシア (旧ソ連を含む) 製が 20 丁 (5.6%)、中国製が 19 丁 (5.3%)、スペイン製が 16 丁 (4.5%)、ドイツ製が 15 丁 (4.2%)、ブラジル製が 13 丁 (3.7%) であった。

表2-7 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22
押収丁数			458	548	492	407	397
真正拳銃			407	513	464	379	356
構成比率 (%)			88.9	93.6	94.3	93.1	89.7
(製造国別)	アメリカ		107	153	130	104	90
	中国		19	31	19	23	19
	フィリピン		41	21	25	13	12
	ロシア (旧ソ連)		21	26	22	14	20
	ブラジル		15	19	17	16	13
	ベルギー		32	32	52	32	34
	イタリア		11	22	5	7	5
	ドイツ		13	21	27	22	15
	スペイン		6	12	8	10	16
	日本		68	64	95	71	77
	その他		5	20	4	4	4
	不明		69	92	60	63	51
改造拳銃			51	35	28	28	41
構成比率 (%)			11.1	6.4	5.7	6.9	10.3

注1: 「真正拳銃」とは、拳銃機能 (金属性弾丸を発射する機能) を有する目的で製造されたものをいう。

注2: 「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

また、銃種別に見ると、ブローニングが 32 丁 (9.0%)、S & W が 27 丁 (7.6%)、

トカレフ型が 20 丁 (5.6%)、マカロフ型が 19 丁 (5.3%) であり、その他はパルティックやロッシ等であった。

表2-8 押収した真正拳銃の銃種別内訳

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
真正拳銃の押収丁数		407	513	464	379	356
トカレフ型	主に中国製	16	26	26	19	20
S & W	主にアメリカ製	38	53	50	30	27
パルティック	フィリピン製	29	13	16	4	11
ブローニング	ベルギー製	29	29	39	25	32
マカロフ型	主にロシア製	22	27	27	13	19
ロッシ	ブラジル製	3	7	8	5	8
その他		270	358	298	283	239

(3) 自首減免の対象となった拳銃の押収状況

押収した拳銃 397 丁のうち、自首減免の対象となったものは 35 丁 (- 10 丁、 - 22.2%) で全体の 8.8% であった。

なお、自首減免の対象となった拳銃のうち、暴力団構成員等の提出に係るものは 26 丁 (- 4 丁) で、対象となった拳銃に占める割合は 74.3% (+ 7.6 ポイント) であった。

表2-9 自首減免対象となった拳銃の押収状況

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
押収丁数		458	548	492	407	397
自首		48	29	37	45	35
構成比率 (%)		10.5	5.3	7.5	11.1	8.8
暴力団構成員等		32	20	24	30	26
構成比率 (%)		66.7	69.0	64.9	66.7	74.3

(4) 小銃等の押収状況

小銃等 (小銃、機関銃及び砲) の押収丁数は 26 丁 (+ 9 丁) で、このうち旧軍用小銃は 16 丁であった。

なお、暴力団構成員等に係る押収はない。

表2-10 小銃等の押収状況

区分 \ 年別	平18	平19	平20	平21	平22
押収丁数	12	17	18	17	26
暴力団構成員等	3	2	1	0	0
構成比率(%)	25.0	11.8	5.6	0.0	0.0

(5) インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は32丁(+20丁)であった。このうち、プラスチック拳銃が11丁であり、暴力団構成員等からの押収も1丁含まれていた。

表2-11 インターネット関連の拳銃押収状況

区分 \ 年別	平18	平19	平20	平21	平22
押収丁数	28	24	37	12	32
暴力団構成員等	0	0	2	0	1
構成比率(%)	0.0	0.0	5.4	0.0	3.1

(6) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

平成20年5月から運用開始となった「拳銃110番報奨制度」の平成22年中の架電数は1,646件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は1丁、報奨金額は46万円であった。

2 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は178件(前年比-37件、-17.2%)、検挙人員も158人(-51人、-24.4%)と減少した。このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は85件(-44件、-34.1%)、検挙人員も77人(-53人、-40.8%)と大幅に減少した。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳で見ると、山口組が41人(-13人)(構成比率53.2%)、稲川会が7人(-9人)(9.1%)、住吉会が9人(-28人)(11.7%)で、これら主要三団体は全体の74.0%を占めている。

表2-12 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		265	240	250	215	178
暴力団等		160	136	143	129	85
構成比率(%)		60.4	56.7	57.2	60.0	47.8
検挙人員		289	241	234	209	158
暴力団構成員等		191	150	143	130	77
構成比率(%)		66.1	62.2	61.1	62.2	48.7

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		160	136	143	129	85
山口組		82	76	68	55	42
構成比率(%)		51.3	55.9	47.6	42.6	49.4
稲川会		16	17	17	11	10
構成比率(%)		10.0	12.5	11.9	8.5	11.8
住吉会		25	17	14	35	16
構成比率(%)		15.6	12.5	9.8	27.1	18.8
その他		37	26	44	28	17
構成比率(%)		23.1	19.1	30.8	21.7	20.0
検挙人員		191	150	143	130	77
山口組		112	79	78	54	41
構成比率(%)		58.6	52.7	54.5	41.5	53.2
稲川会		24	28	16	16	7
構成比率(%)		12.6	18.7	11.2	12.3	9.1
住吉会		22	18	12	37	9
構成比率(%)		11.5	12.0	8.4	28.5	11.7
その他		33	25	37	23	20
構成比率(%)		17.3	16.7	25.9	17.7	26.0

3 武器庫事件の摘発状況

武器庫事件（暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上の拳銃を押収した事件をいう。）の摘発は3件（前年比±0件）、押収丁数は11丁（-1丁）とほぼ横ばいであった。

表2-13 武器庫事件の摘発状況

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		7	12	5	3	3
押収丁数		36	84	22	12	11
平均押収丁数		5.1	7.0	4.4	4.0	3.7

注：平成19年中の検挙件数及び押収丁数のうち、1件6丁は16年に拳銃を押収し、19年に入り被疑者を検挙したものである。

4 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況は、4件(前年比±0件)、4人(±0人)と横ばいであった。このうち拳銃の密輸入事件は1件であるが、平成17年3月に押収した密輸入事件の被疑者を平成22年中に検挙したものである。

表2-14 拳銃等密輸入事件の摘発状況

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22
検挙件数		6	6	3	4	4
暴力団等		2	0	0	0	0
構成比率(%)		33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
拳銃密輸入事件		2	3	1	1	1
構成比率(%)		33.3	50.0	33.3	25.0	25.0
検挙人員		14	7	3	4	4
暴力団構成員等		6	0	0	0	0
構成比率(%)		42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
拳銃密輸入事件		8	4	1	1	1
構成比率(%)		57.1	57.1	33.3	25.0	25.0
拳銃押収丁数		12	3	1	1	0
暴力団構成員等		11	0	0	0	0
構成比率(%)		91.7	0.0	0.0	0.0	0.0

注： 検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

第3 事例

発砲事件

【事例2 - 1】居酒屋におけるライフル使用の殺人事件（1月・大阪）

大阪府羽曳野市内の居酒屋店内において、店主や店員等3名が、店主の娘と離婚調停中の男に、それぞれライフル銃で胸部等を撃たれて死亡した。

【事例2 - 2】稲川会傘下組織幹部による拳銃使用の殺人事件（2月・神奈川）

神奈川県平塚市内において、元稲川会傘下組織組員が、同組織幹部に拳銃で胸部を撃たれて死亡した。

【事例2 - 3】自治会役員宅に対する拳銃発砲事件（3月・福岡）

福岡県北九州市内で暴力団追放運動に携わる自治会役員宅に向け、何者かが拳銃6発を発射し、玄関及び勝手口のガラス戸を損壊した。

【事例2 - 4】九州誠道会傘下組織関係場所に対する拳銃発砲事件（4月・福岡）

福岡県大牟田市内の九州誠道会傘下組織関係場所に対して、何者かが相次いで拳銃を発砲し、一軒家のドア及び窓ガラスとマンションの壁を損壊した。

【事例2 - 5】ビル解体工事現場に対する拳銃発砲事件（5月・警視庁）

東京都豊島区内のビル解体工事現場において、何者かが拳銃2発を撃って、同所に掲示されている工事概要の表示板を損壊するとともに、その場に拳銃1丁を遺留した。

【事例2 - 6】不動産会社に対する拳銃発砲事件（7月・警視庁）

東京都杉並区内の不動産会社において、何者かが拳銃3発を撃って、同所の玄関ドアを損壊した。

【事例2 - 7】山口組傘下組織周辺者による拳銃使用の殺人未遂事件（8月・栃木）

栃木県佐野市内の路上において、山口組傘下組織組員が、同傘下組織周辺者に拳銃で腹部を撃たれて負傷した。

【事例2 - 8】住吉会傘下組織組長による拳銃使用の殺人未遂事件（9月・千葉）

千葉県鴨川市内の路上において、元住吉会傘下組織組員が、同組織組長に拳銃で右腹部等を撃たれて負傷した。

【事例 2 - 9】パチンコ景品交換所における拳銃使用の強盗事件（10月・埼玉）

埼玉県さいたま市内のパチンコ景品交換所において、何者かが従業員に拳銃を突き付け現金約 3,700 万円を強取し、逃走する際に拳銃 1 発を発砲した。（平成 23 年 2 月、住吉会系傘下組織組員等を逮捕。）

【事例 2 - 10】パチンコ店に対する連続拳銃発砲事件（11月・沖縄）

沖縄県那覇市内のパチンコ店 2 店舗に対し、何者かが拳銃を発砲し、それぞれの店舗のガラス戸等を損壊した。

拳銃所持事件

【事例 2 - 11】飯島会傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件（1月・警視庁）

暴力団周辺者の覚せい剤所持情報により捜索を実施したところ、暴力団幹部の知人女性宅から拳銃 1 丁及び適合実包 16 個等を発見したことから、同幹部及び知人女性を銃刀法違反（拳銃加重所持等）で逮捕した。

【事例 2 - 12】元山口組傘下組織組員による拳銃加重所持事件（1月・埼玉）

元暴力団組員の拳銃所持情報により捜索を実施したところ、関係者居宅内から拳銃 1 丁と適合実包 4 個を発見したことから、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 13】山口組弘道会傘下組織周辺者による拳銃加重所持事件（3月・愛知）

拳銃隠匿情報により捜索を実施したところ、情報どおり拳銃 1 丁と適合実包 1 個を発見、押収した。その後の捜査により、拘置所に勾留中の被疑者の取調べを実施したところ、同人が所持していた事実を認めたことから、銃刀法違反（拳銃加重所持）で送致した。

【事例 2 - 14】会社員による拳銃等所持事件（4月・新潟）

インターネット利用の大麻密売事件を端緒に関係箇所の捜索を実施したところ、会社員の男が大麻や拳銃、日本刀を隠し持っていたことから、大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約 70 グラムと拳銃 1 丁、日本刀 1 振を押収した。後日、銃刀法違反（拳銃所持及び刀剣所持）で再逮捕した。

【事例 2 - 15】沖縄旭琉会傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件（4月・沖縄）

拳銃実包所持被疑者の取調べから、拳銃 3 丁を知人等に譲渡していることが判明した。拳銃の追跡捜査の結果、最終所持者 3 名を割り出し、それぞれの自宅等から拳銃各 1 丁

(計3丁)を発見したことから、銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。また、当初、拳銃3丁を隠匿していた暴力団幹部等2名を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 16】山口組傘下組織周辺者による拳銃加重所持事件(5月・山梨)

暴力団周辺者の拳銃所持情報により捜索を実施したところ、同人の関係する小屋から拳銃1丁と適合実包6個を発見したので、同人及び保管を委託された者を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 17】山口組弘道会傘下組織組長による拳銃加重所持事件(5月・大阪)

暴力団組長を暴行罪で逮捕し、捜索を実施したところ、同人の居宅内から拳銃1丁と適合実包1個を発見押収した。逮捕後、鑑定結果をもって同人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で再逮捕した。

【事例2 - 18】インターネットオークションによる拳銃有償譲渡未遂事件(6月・警視庁)

インターネットオークションに拳銃を出品していた無職の男(58)を捜査したところ、同人からプラスチック拳銃1丁の任意提出を受けたことから、鑑定結果をもって同人を銃刀法違反(拳銃所持)で検挙した。

【事例2 - 19】工藤會傘下組織組員による拳銃加重所持事件(7月・福岡)

暴力団組員の違法薬物所持情報を端緒に捜査中、拳銃所持情報も入手したことから広範囲な捜索を実施したところ、同人の使用する事務所敷地内に駐車された廃車トランクから拳銃1丁と適合実包11個、覚せい剤等違法薬物を発見押収し、覚せい剤取締法違反で逮捕した。その後、銃刀法違反(拳銃加重所持)で再逮捕した。

【事例2 - 20】共政会傘下組織周辺者らによる拳銃加重所持事件(8月・広島)

暴力団周辺者の拳銃及び違法薬物所持情報により捜索を実施したところ、同人の関係する知人宅から拳銃1丁と適合実包31個を発見したので、知人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕するとともに、保管を委託した暴力団周辺者も同罪で逮捕した。

【事例2 - 21】住吉会傘下組織周辺者による拳銃所持事件(9月・埼玉)

暴力団周辺者の拳銃所持情報により捜索を実施したところ、同人が経営する会社の物置からペンシル型拳銃1丁を発見押収し、同人を銃刀法違反(拳銃所持)で逮捕した。

【事例 2 - 22】小桜一家傘下組織組長らによる拳銃加重所持事件（10 月・鹿児島）

暴力団組長らの拳銃所持情報により捜索を実施したところ、知人男性が管理する資材置き場の物置から、拳銃 2 丁と実包 37 個を発見押収し、同知人男性を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕するとともに、その後の捜査により同組織組長を銃刀法違反（共同加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 23】山口組弘道会傘下組織組長らによる拳銃加重所持事件（10 月・三重）

暴力団組長らの拳銃所持情報により関係先の捜索を実施したところ、同組織周辺者の居宅から拳銃 1 丁と適合実包 24 個を発見押収し、同周辺者を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。その後の捜査により、保管を委託していた暴力団組長を銃刀法違反（共同加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 24】山口組傘下組織幹部による拳銃加重所持事件（11 月・岡山）

暴力団幹部の拳銃所持情報により捜索を実施したところ、同人の自宅裏側の竹藪から地中に隠匿していた拳銃 2 丁と拳銃実包 77 個等が発見押収するとともに、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

武器庫事件

【事例 2 - 25】道仁会傘下組織組員らによる拳銃加重所持事件（3 月・福岡）

暴力団組員の拳銃所持情報を入手し、関係箇所の捜索を実施したところ、拳銃 5 丁と実包 66 個、手榴弾様のもの 1 個等が発見したことから、同人ほか 1 名を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 26】山口組傘下組織組員らによる拳銃加重所持事件（7 月・香川）

暴力団組員の拳銃・違法薬物所持情報を入手し、関係箇所の捜索を実施したところ、知人女性宅の押し入れ内から、拳銃 3 丁と適合実包 99 個、覚醒剤約 25 グラムを発見押収するとともに、同組員らを銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

さらに、同組員に拳銃等の保管を指示していた、同組織の上位組員を同罪で逮捕した。

【事例 2 - 27】山口組傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件（12 月・和歌山）

暴力団幹部に係る警察安全相談を受理した際の防犯指導による同人らの不審行動の通報を端緒に、職務質問等を実施したところ、車両内から拳銃 3 丁と実包 44 個を発見押収するとともに、同人らを銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。

密輸事件

【事例 2 - 28】拳銃マニアによる拳銃部品密輸入事件（2月・大阪）

アメリカから郵便でペン立てに偽装した回転式拳銃の弾倉 2 個を密輸入しようとした拳銃マニアの自宅を捜索したところ、私製拳銃 4 丁と私製実包 22 個、回転弾倉 4 個等を発見したことから、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持等）で逮捕するとともに、拳銃部品密輸入事実を追送致した。

【事例 2 - 29】米国人による機関拳銃等密輸入事件（9月・沖縄）

平成 17 年 3 月、非公用軍事郵便を利用して DVD プレーヤー内等に機関拳銃 1 丁と拳銃実包 29 個を隠匿して密輸入したアメリカ人を指名手配していたところ、平成 22 年 9 月にバンコク発成田経由ロサンゼルス行きの飛行機に搭乗している情報を入手し、成田空港において逮捕した。

【事例 2 - 30】米国人による拳銃実包密輸入事件（12月・大阪）

アメリカから航空貨物を利用して拳銃実包 57 個を密輸入した米国人を銃刀法違反（けん銃実包の輸入）で任意送致した。

大量押収事件

【事例 2 - 31】拳銃マニアによる拳銃大量所持事件（2月・広島等）

拳銃マニアの拳銃所持情報を入手し、同人宅の捜索を実施したところ、拳銃 1 丁と無可動化した拳銃 12 丁等を発見したことから、銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。さらに、被疑者の勤務先倉庫から拳銃 9 丁と適合実包 52 個を発見押収し、銃刀法違反（拳銃加重所持）で再逮捕した。